

〔Ⅲ〕 次の(A)～(D)の各史料に関する問1～問15について、(ア)～(ウ)の中から最も適切な語句を選び、その記号をマークしなさい。

(A) 一 諸国守護人奉行の事

右、右大将家^{おんとき}の御時定め置かるる所は、大番催促・謀叛・殺害人<付たり。夜討・強盗・山賊・海賊>等の事なり。而るに近年、代官を郡郷に分ち補し、公事を庄保に充て課せ、国司に非ずして国務を妨げ、(②)に非ずして地利を貪る。所行の企て甚だ以て無道なり。抑重代の御家人たりと雖も、当時の所帯無くば駈り催すに能はず。兼て又所々の下司庄官以下、其の名を(③)に仮り、国司・領家の下知を対捍すと云々。然るが如きの輩、守護役を勤むべきの由、縦ひ望み申すと雖も、一切催を加ふべからず。早く右大将家御時の例に任せて、大番役并に謀叛・殺害の外、守護の沙汰を停止せしむべし。

< >は割書 (『御成敗式目』)

問1 下線部①の「右大将家」とは誰のことか。

- (ア) 源頼朝 (イ) 源頼家 (ウ) 源実朝

問2 (②)に入る語句は何か。

- (ア) 郡司 (イ) 地頭 (ウ) 目代

問3 (③)に入る語句は何か。

- (ア) 御家人 (イ) 名主 (ウ) 作人

問4 この史料の中で主張されている内容に合致するものはどれか。

- (ア) 守護は国司にかわって国務を行うべきである。
(イ) 守護は下司庄官を統率して年貢を徴収することが職務である。
(ウ) 守護は定められた職務を守り、荘園・公領を侵害してはならない。

(B) 問云ク。諸国同事ト申ナカラ、当国ハ殊ニ(④)蜂起ノ聞ヘ候。何ノ比ヨリ張行候ケルヤラム。答云。(中略) 正安・乾元ノ比ヨリ、目ニ余リ耳ニ満テ聞ヘ候シ。所々ノ乱妨、浦々ノ海賊、寄取、強盜、山賊、追落シヒマ無ク、異類異形ナルアリサマ、人倫ニ異ナリ、柿^(籠)維ニ六方笠ヲ着テ、(⑤)・袴ヲ着ス、人ニ面ヲ合セス、忍タル体ニテ、数ス不具ナル高シコヲ負ヒ、ツカサヤハケタル太刀ヲハキ、竹ナカエサイハウ杖ハカリニテ、鎧腹卷等ヲ着マテノ兵具更ニ無シ。カ、ル類十人二十人、或ハ城ニ籠リ、寄手ニ加ハリ、或ハ引入・返リ忠ヲ旨トシテ、更ニ約諾ヲ本トセス。博打・博エキヲ好テ、忍ヒ小盜ヲ業トス。武方ノ沙汰、守護ノ制禁ニモカ、ハラス、日ヲ逐テ倍増ス。(中略) 正^(中)仲・嘉曆ノ比ハ、其振舞先年ニ超過シテ、天下ノ耳目ヲ驚ス。吉キ馬ニ乗り列レリ。五十騎百騎打ツ、キ、引馬・唐櫃・弓箭・兵具ノ類ヒ、金銀ヲチリハメ、鎧腹卷テリカ、ヤク計也。

(『峰相記』)

問5 (④)に入る語句は何か。

- (ア) 悪党 (イ) 凡下 (ウ) 借上

問6 (⑤)には、成人男子が日常身に付けるものが入る。それは何か。

- (ア) 太刀 (イ) 烏帽子 (ウ) 直垂

問7 この史料が記す内容を示すものはどれか。

- (ア) 蜂起した人々は最初、粗末ないでたちで不法をはたらいたが、その後勢力を増して立派な武装をするようになった。
 (イ) 異類異形の人々は守護の取り締まりによって姿を変えた。
 (ウ) 守護の軍勢は良い馬に乗り兵具をそろえていた。

問8 この史料に描かれる新たに台頭してきた人々のなかから後醍醐天皇に味方して鎌倉幕府と対峙する人々が出てくる。その代表的な人物は誰か。

- (ア) 楠木正成 (イ) 足利尊氏 (ウ) 長崎高資

(C) 一 儉約を行はるべき事

近日(⑥)と号して、専ら^{かさ}過差を好み、^{りょうらきんしゅう}綾羅錦繡・^{せいこう}精好銀剣・風流服飾、目を驚かさざるは無し。^{すこぶ}頗る物狂と謂ふべきか。富者は^{いよいよ}弥これを誇り、貧者は及ばざるを恥づ。俗の^{ちやうへい}凋弊此れより甚だしきは無し。^{もつと}尤も厳制有るべきか。

一 群飲^{いっゆう}佚遊を制せらるべき事

格条の如くば、厳制殊に重し。^{あまつさ}剩へ好女の色に耽り、博奕の業に及ぶ。此の外又、或は^⑦茶寄合と号し、或は連歌会と称して、^{ばくだい}莫太の賭に及ぶ。其の^{ついで}費勝計し難き者か。

一 私宅^{てんじやう}の点定を止めらるべき事。(中略)

一 京中の空地、本主に返さるべき事。(中略)

一 無尽錢・(⑧)を興行せらるべき事。(中略)

問9 この史料は、室町幕府の基本方針を定めたものである。それは何か。

- (ア) 貞永式目 (イ) 建武式目 (ウ) 応安新式

問10 (⑥)に入るこの時代の社会風潮を示す語句は何か。

- (ア) 放下 (イ) かぶき者 (ウ) 婆佐羅

問11 下線部⑦の茶寄合では、産地の異なる茶を飲み比べ^{とがのお}梅尾茶を本茶として重視する会も催された。鎌倉時代、梅尾に茶の木を植えた人物として知られるのは誰か。

- (ア) 明恵 (イ) 忍性 (ウ) 道元

問12 (⑧)には、後に幕府が財政上重視して課税対象とした職名が入る。これは何か。

- (ア) 土倉 (イ) 問屋 (ウ) 車借

(D) 条々

- 一 諸国百姓，刀，脇指，弓，^(槍)やり，^(鉄砲)てつぱう，其外武具のたぐひ所持候事，堅く御停止候。其子細は，入らざる道具をあひたくはへ，年貢・所当を難渋せしめ，自然，(⑨)を企て，給人にたいし非儀の^{はたらき}動をなすやから，^{もちろん}勿論御成敗有るべし。然れば，其所の田畠不作せしめ，知行ついえになり候の間，其国主，給人，代官として，右武具^{ことごと}悉く取りあつめ，進上致すべき事。
- 一 右取をかるべき刀，脇指，ついえにさせらるべき儀にあらざ候の間，今度大仏御建立の釘，かすかひに仰せ付けらるべし。然れば，今生の儀は申^⑩すに及ばず，来世までも百姓たすかる儀に候事。

(『小早川家文書』)

問13 この法令は1588年，豊臣秀吉によって出されたものである。これを一般に何と呼ぶか。

- (ア) 人掃令 (イ) 刀狩令 (ウ) 惣無事令

問14 (⑨)に入る語句は何か。

- (ア) 強訴 (イ) 逃散 (ウ) 一揆

問15 下線部⑩「大仏」は，豊臣秀吉がこの時期造立しようとしていたものである。それはどこの寺の本尊か。

- (ア) 東大寺 (イ) 方広寺 (ウ) 高徳院